

秋田県立図書館自家用電気工作物保安管理業務委託 特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 秋田県立図書館自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 業務場所 秋田県秋田市山王新町14番31号
秋田県立図書館・秋田県公文書館
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 目的 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）及び関係法令、かつ監督官庁に提出した保安規程を遵守し、秋田県立図書館の自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するため、電気工作物の保安管理業務を行うものである。
- 5 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託共通仕様書」による。

II 業務範囲

1 電気工作物の概要

(1) 受電設備

数量：1基 設備容量：1,300kVA 受電電圧：6,600V

(2) 非常用予備発電装置

数量：1基 定格容量：300kVA 定格電圧：200V

※詳細は、別表1「電気工作物一覧表」及び単線結線図のとおり

2 業務内容

(1) 定期点検

定期点検として、月次点検及び年次点検を実施するものとする。内容は次のとおり。

①月次点検 月1回 年12回。

主として運転中の電気工作物の点検及び試験・測定等を別表2「点検項目表」により行うものとする。

②年次点検 年1回（10月中実施予定）

主として電気工作物の運転を停止して点検及び試験・測定等を別表2「点検項目表」により行うものとする。

なお、年次点検の実施時期及び作業停電時間は概ね次のとおりとする。

ア 実施時期 10月の休館日（水曜日）1日間（予定）

イ 作業停電時間各日8時～18時（操作時間を含む）

ただし、日時等詳細は打合せにより決定する。

(2) 臨時点検

臨時点検は、電気工作物に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合に行う。その際、技術者は連絡から早急に業務対象事業所に到着するものとし、別表2「点検項目表」によるほか、次により行うものとする。

①次に挙げる電気工作物については、その都度異常状況の確認・絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

ア 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

イ 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作の原因となった電気工作物

ウ その他異常が発生した電気工作物

②高圧受電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検・測定及び試験を行う。

③その他、次に挙げる電気工作物について特に必要と認めた場合は、点検及び試験を行う。

ア 高圧受電盤の指示計器に異常が発生した場合、計器校正試験を行う。

イ 遮断器・開閉器と継電器の結合動作試験において所定の動作をしなかった場合、継電器動作特性試験を行う。

(3) 不良箇所改修の指導助言（必要の都度）

(4) 事故発生時の応急処置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導（必要の都度）

(5) 電気事業法及び関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導（必要の都度）

(6) 電気事業法及び関係法令に基づく立入検査の立会（必要の都度）

(7) 電気事業法及び関係法令に定める保安管理業務外部委託に関する手続の助言（業務開始時）

(8) 次の（ア）から（エ）までに掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者に確認されているものに関わる保安管理業務については、この限りでない。

このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し助言を行うことができるものとする。

(ア) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有するものでなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(a) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

(b) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等

(c) 構造上内部点検のできない密閉型防爆構造の機器

(d) 建築基準法第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(e) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(イ) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物

(a) 点検時現場に設置されていない移動式機器等

- (b) 点検時に著しい危険の伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (c) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (d) 業務上の都合等甲の事由で乙が立入りできない場所に設置された機器等
- (e) 情報管理のため立入が制限される場所
- (f) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (g) 機密管理のため立入が制限される場所
- (ウ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
- (エ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

III 提出書類

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 委託業務着手届 | 契約後速やかに |
| 2 業務計画書 | 契約後速やかに |
| 3 点検報告書 | 作業実施後 |
| 4 完了報告書 | 履行期限後速やかに |

IV その他

1 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

2 協議

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

電気工作物一覧表(主な設備、装置等)

1 変圧器

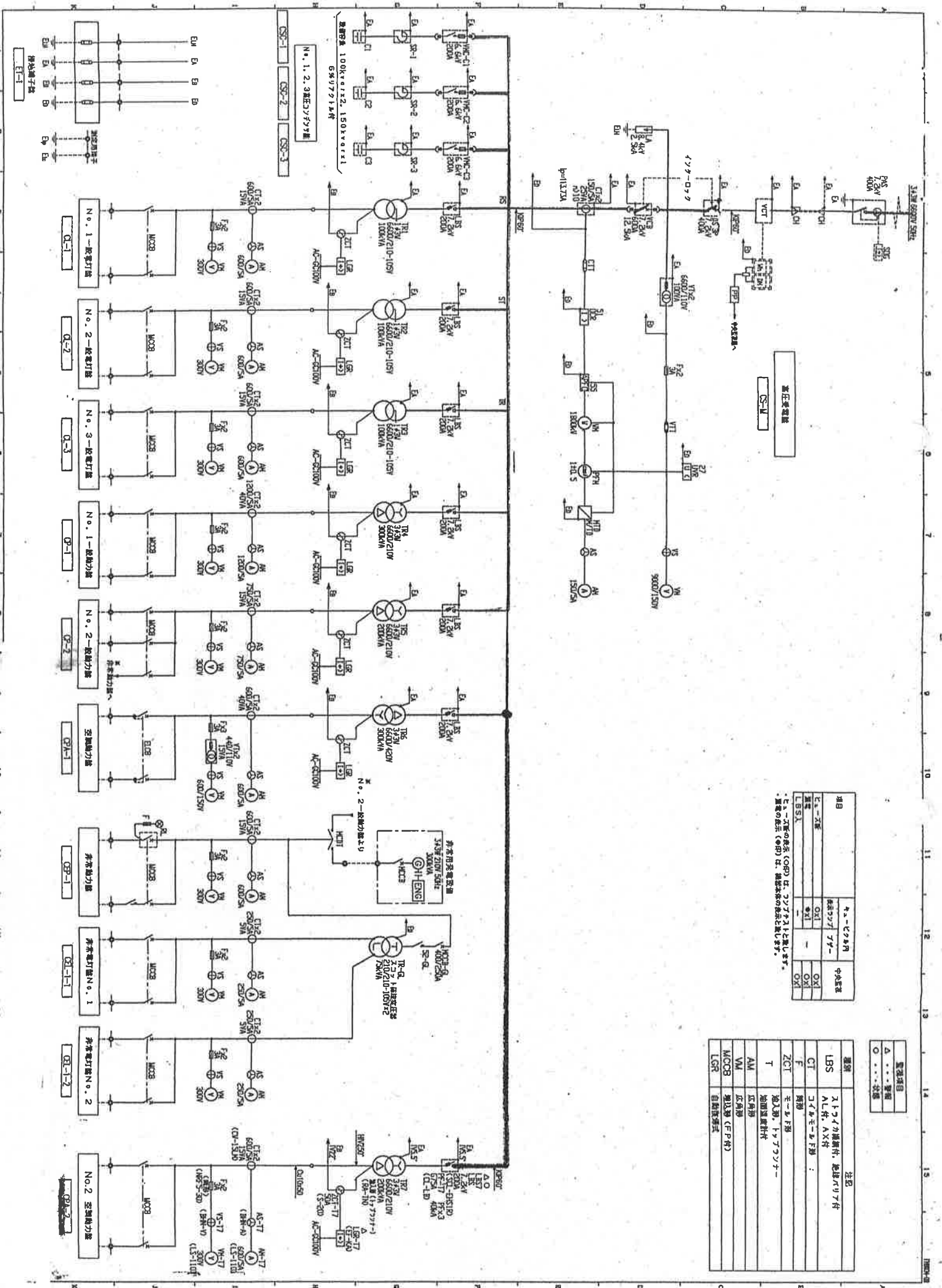
盤名	定格容量	備考
NO. 1 一般電灯盤	100 kVA	
NO. 2 一般電灯盤	100 kVA	
NO. 3 一般電灯盤	100 kVA	
NO. 1 一般動力盤	300 kVA	
NO. 2 一般動力盤	200 kVA	
空調動力盤	300 kVA	
NO. 2 空調動力盤	200 kVA	
合計	1,300 kVA	

2 非常用発電装置

装置名	定格容量	備考
非常用発電設備	300 kVA	ディーゼル、蓄電池始動

3 直流電源装置

装置名	蓄電池種別・個数	備考
直流電源装置	AMH200PE・86個	



責任者印

項目	メーカー名	中央装置
ケーブル	OXI	OXI
スイッチ	OXI	OXI
ブレーカー	OXI	OXI
照明器具	OXI	OXI

・メーカー名の表示 (ORB) は、コネクタと記載します。
 ・種別の表示 (ORB) は、機体本体の表示と致します。

記号	注記
LBS	ストローク機件、絶縁リリ付
CT	コイルモーター付
F	防滴
ZCT	モーター用
T	遮断機付
AM	広角形
VM	広角形 (F-P付)
MCCB	塑封遮断機
LGR	自動復元式

記号	注記
△	標準品
○	特注品

電気工作物 点検箇所	点検項目	月次点検	定期点検
		月1回	年1回
受電設備			
責任分界開閉器	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
	継電器、開閉器連動試験		○
電線および支持物	外観点検	○	
	引込ケーブル	○	
避雷器	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
引込断路器または開閉器	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
計器用変成器	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
受電用遮断器又は電力ヒューズ	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
	継電器、遮断器連動試験		必要の都度(1回/2年)
母線	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
動力用変圧器、電灯用変圧器	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
高圧進相コンデンサ	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
直列リアクトル	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
保護継電器	外観点検	○	
	動作特性試験		必要の都度(1回/2年)
高圧盤	外観点検	○	
	指示計測	○	
その他高圧機器	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
低圧配電盤	外観点検	○	
	指示計測	○	
漏電警報器	外観点検	○	
	漏洩電流測定	○	
	接測抵抗測定		○
蓄電池装置	外観点検	○	
	電気室建屋変圧器台またはキュービクル	○	
電気使用場所の設備			
電動機	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
照明設備	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
配線及び配線器具	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
その他の機器類	外観点検	○	
	絶縁抵抗測定		○
接地装置	外観点検	○	
	接地抵抗測定		必要の都度(1回/2年)
非常用予備発電装置			
発電機	外観点検	○	
	原動機及び付属装置	○	
	開閉器、制御装置等	シーケンス試験	必要の都度
建物、室、キュービクル等の金属箱	外観点検	○	
	接地装置	外観点検	○
	接地抵抗測定		○